

たま～に役立つ税の知識

【1】相続税

相続税の具体的な計算方法を解説していきたいとおもいますが、とその前に・・・
民法に規定する『相続人』と『法定相続人』について具体的に見ていきましょう。

相続人	相続人	相続放棄、欠格・廃除 は含まない。
	法定相続人	相続の放棄があってもその放棄がなかったものとした場合における相続人をいう。

(1) 相続人の順位

血族相続人		配偶者相続人
第1順位	子及びその代襲相続人（孫・ひ孫）	+ 配偶者
第2順位	直系尊属（父・母など）	
第3順位	兄弟姉妹及びその代襲相続人（被相続人の甥・姪）	

(2) 法定相続分

相続順位	相続人	法定相続分	備 考
第1順位	配偶者	1/2	子が複数いるときの相続分は均等分となる。 非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分の1/2となる。
	子	1/2	
第2順位	配偶者	2/3	直系尊属が複数いるときの相続分は均等分となる。
	直系尊属	1/3	
第3順位	配偶者	3/4	兄弟姉妹が複数いるときの相続分は均等分となる。 半血兄弟姉妹（父母のいずれか一方を同じくする兄弟）の相続分は全血兄弟姉妹（父母とも同じ兄弟）の相続分の1/2となる。
	兄弟姉妹	1/4	